

南国市の 情報公開制度

市では、多くの情報を保有し、管理しています。これらの情報を市民のみなさんに広く公開するための手続や公開の基準を定めた南国市行政情報公開条例が、平成9年に制定されました。

■情報公開制度とは

行政情報の公開は、南国市行政情報公開条例に基づき、公開請求できることになっています。

南国市行政情報公開条例は、公開するための手続や公開することの判断基準を定めた条例です。

しかし、公開を目的とした情報や従来から公開の請求をしなくても提供されてきた情報など（情報提供といいます）については、これまでどおり取り扱われます。

◎平成14年度

行政情報公開条例の公開請求と処理状況

公開請求・申出件数	処理（決定）状況	不服申立て
7	公開 4	—
	一部公開 3	0
内訳	非公開 0	—
（市長部局 5	不受理 0	—
（市長部局外 2	取下げ 0	—

文書を全部公開したのは4件で、「市長の交際費」ほか3件を公開しました。

文書の一部を公開したのは3件で、「都市計画法第29条の規定による開発許可申請書」ほか2件を、特定の個人を識別することができる個所などを除き公開しました。

不服申立てはありませんでした。

■個人情報保護制度とは

市が保有する個人の情報の収集、保存、利用などのすべてにわたる総合的な保護制度です。

南国市個人情報保護条例は、市が保有する請求者本人の情報を知ることができる「開示請求権」、その情報の適正な処理を申し出ることができる「訂正請求権」を定めています。

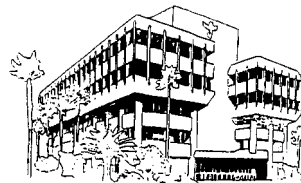
◎平成14年度

個人情報保護条例の開示請求と処理状況

開示請求などの件数	内容別件数	不服申立て
0	開示請求 0	—
内訳	訂正請求 0	—
（市長部局 0	適正処理の申出 0	—
（市長部局外 0	苦情・相談 0	—

条例に基づく開示請求はありませんでした。

訂正請求、適正処理の申出および苦情・相談もありませんでした。



情報公開制度について Q & A

Q. 公開の対象となる行政機関は？

議会を含む市役所のすべての行政機関です。

Q. 公開の対象となる行政情報とは？

- ①市の職員が、職務上作成・取得したもの（個人的な検討段階の資料は対象外です）
- ②文書、図書、写真、フィルム、録音・録画テープなど
- ③市の職員が組織的に用いるもの
- ④市が保有しているもの

Q. 公文書はすべて公開の対象ですか？

平成9年4月1日以後に作成・取得した公文書は、すべて対象となります。

Q. 公開の請求はだれでもできますか？

どなたでも請求することができます。

Q. 公開の請求はどうすればよいのですか？

「行政情報公開請求書」を事務担当課または総務課に提出します。電話や口頭での請求は認められません。

Q. 公開できない公文書がありますか？

公文書は、原則公開となっています。ただし、次のような情報が記録されている公文書は、公開できません。

- ①法律や条令等で、公開を禁じられている情報
- ②個人に関する情報
 - * 請求者本人に関する情報でも行政情報公開条例では、公開できません。請求者本人が自分自身の個人情報記録の公開を請求するときは、個人情報保護条例に基づき請求することになります。
- ③法人等の事業活動に関する情報
- ④生命等の保護及び犯罪の予防・捜査等に関する情報
- ⑤市及び国・その他の地方公共団体間の事務事業に関する情報
- ⑥法人等又は個人の任意の協力により提供された情報

お問い合わせは、総務課総務係（ 880-6551 ）まで

最近、関西方面に行つた際、トイレの表示に納得したり戸惑つてしまつたりしている自分を発見しました。観光施設のトイレ表示が、男女用とも同色(青色)・同デザインで表示されていたのです。これを目のあたりにした時、少し戸惑いを感じてしまつた自分の意識に気づき、わが心の中にすり込まれている「ジェンダーの意識」を反省したことでした。

暮らしの中で、よく「ジェンダー」ということばを見聞きします。ジェンダーは、男女の区別ではなくて、人間の歴史の中で作り出されてきた文化、いわゆる「男はこうあるべきだ」、「女はこうあるべきだ」といった社会的枠づけを意味します。例えば、服装・言葉づかい・ふるまい・家庭や社会における役割などの性差をさしています。私たちの日常生活をジェンダーの視点から見ると、性別により区別していることが多くあり、そして不必要な区別をくり返していくことによって、これが当たり前で自然なんだと無意識のうちに思つてしまうよう

「自分らしさを大切に」

になります。例えば、子育てにおいて、服装や持ち物などで、男子は黒(青)、女子は赤(ピンク)などに代表されるような色による男女の区別、女の子は「女の子らしく」、「やさしく」、男の子は「男の子らしく・強く」といった事を求めたり、女の子は家事を手伝うのが当たり前など…。



このような意識が、しつけや教育を通して子どもたちに伝えられ、ジェンダー意識が世代をこえて受け継がれていくのです。私たちがジェンダーにとらわれず、「自分らしさ」という個性に目を向けていくことが大切ではないでしょうか。女性も男性も固定的なジェンダー意識にとらわれた社会から自由になる社会「ジェンダー・フリー社会」を考えていきたいものです。このことが、21世紀の重要課題とされている「男女共同参画社会づくり」への第一歩にもなるのではないのでしょうか。

なんこくフライト・プラン

明るい未来をめざして



南国市内の知的障害者関係施設をご存じですか。

久礼田に知的障害者通所授産施設「香南くろしお園分場なんこく」があります。

「分場なんこく」は、昭和63年4月、南国市内の障害者の家族を中心として、「南国市に障害者の共同作業所を作る会」が発足し、平成元年からは「なんこく共同作業所」としてスタートしました。

その後、共同作業への通所者の増加により手狭となつた作業所の改築と、運営の安定化などから、平成9年7月、国及び南国市の建築補助を受けるとともに、多くの方のご支援によって施設の整備を行い、社会福祉法人高知県知的障害者育成会が運営する定員19名の知的障害

者の法定内施設として、現在に至っています。

菓子の箱折りなど室内作業を中心として行うかたわら、市内小中学校などの実習も受け入れ、福祉教育の拠点としての活動を展開しています。

法定外の知的障害者施設としては、元町に平成15年4月1日に新しく開所した障害者小規模作業所「きてみいや」があります。「分場なんこく」の利用待機者が増えたことや、南国市にもう1カ所、知的障害者が通える施設がほしいとの保護者などの要望により開所しました。

「きてみいや」を運営するのは特定非営利法人(申請中)「障害者支援センターなんこく」で、作業所の運営だけではなく、在宅障害者の相談や在宅障害児のデイサービスなど、機能の充実を予定しています。

障害者の支援について、市民の皆さんのご協力をお願いします。

お問い合わせは、福祉事務所社会係

(880・6566)まで